認定こども園郷原保育所重要事項説明書（こども誰でも通園制度事業）

【令和８年４月１日現在】

１　事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人　呉同済義会
事業者の所在地	広島県呉市中央５丁目１２番２１号
事業者の電話番号	0823－21－5395
代表者氏名	会長　　三宅　清嗣

２　園の概要

種別	認定こども園
名称	郷原保育所
所在地	広島県呉市郷原町１９４６番地
電話番号・ＦＡＸ	電話番号：0823－77－0304 FAX：0823－77－1232
施設長氏名	迫田　歩
対象児童	生後１２ヶ月～満３歳未満
利　用　定　員	１・２歳児４人　０歳児２人
施設届出年月日	昭和 25 年 5 月１日

※施設長は人事異動により，変更することがあります。

※利用定員は入所者数の実績により，変更することがあります。

３　施設・設備の概要

園　　舎	構　　造	鉄筋コンクリート造　２階建て
	延　べ　面　積	584.75 ㎡
施設設備と面積	乳　　児　　室	78.6 ㎡
	ほ　ふ　く　室	31.5 ㎡
	保　　育　　室	97.5 ㎡
	遊　　戯　　室	90.75 ㎡
	調　　理　　室	28.9 ㎡
	医　　務　　室	7.0 ㎡
屋外遊戯場（園庭）		629.29 ㎡

４　事業の目的，運営の方針

事　業　の　目　的	次の運営の方針に基づき，全てのこどもの育ちを応援し，未就園児を含め全ての子育て家庭に対する支援を強化することを目的とします。
運　営　の　方　針	(1) 余裕活用型乳児等通園支援（以下「通園支援」という。）の提供に当たり，乳児等の最善の利益を考慮し，その福祉を積極的に増進させることに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

	(2) 通園支援に関する専門性を有する職員が，乳児等の家庭と緊密に連携し，乳児等の状況や発達過程を踏まえた，養護及び教育を一体的に行います。 (3) 家庭や地域と様々な社会資源との連携を図りながら，乳児等の保護者及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

５　職員の勤務体制

所長	１人
主任保育士	２人（常勤職員 ２人）
保育士	12 人（常勤職員 ８人，非常勤職員 ４人）
看護師	１人（常勤職員 １人）
調理員	４人（常勤職員 １人，非常勤職員 ３人）
嘱託医	１人
嘱託歯科医	１人

※職員の員数については入所者数等により，変動することがあります。

６　本事業の提供を行う日

提供を行う日	月曜日から金曜日まで
提供を行わない日	土曜日，日曜日，国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日，1月２日及び1月３日，１２月２９日から１２月３１日まで

７　本事業の提供を行う時間

（1）開所時間

月曜日から金曜日まで	午前9時００分から午後５時００分まで

（2）本事業の利用時間（月あたり）

子ども一人につき	１０時間

※災害又は感染症の発生時など非常時には，本事業の支援の提供を行う日又は時間を変更することがあります。

８　保育料その他の費用等

利用料（１時間当たり）	３００円
実費徴収（上記のほかにご負担いただくもの。）	なし
支払方法	その都度，現金でお支払いいただきます。

９　提供する保育の内容

本事業は，児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号），子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）その他の関係法令を遵守し，厚生労働大臣が定める保育所保育指針（平成２９年厚生労働省告示第１１７号）に沿って，乳児等の健全な発達に必要な通園支援を提供します。

本事業は，障害を有する乳児等，医療的ケアが必要な乳児等及び発達上の支援を必要とする乳児等一人一人の発達過程や状態を把握し，他の乳児等との生活を通して共に成長できるよう通園支援を行います。

本事業は，障害を有する乳児等，医療的ケアが必要な乳児等及発達上の支援を必要とする乳児等の保護者との連携を密にし，保護者との相互理解を図ります。

10　利用の開始及び終了について

１　本事業の利用の開始に関する事項は，次のとおりとします

⑴　利用の申請

利用者は，呉市こども施設課に本事業の利用を申請します。

⑵　利用の申請の受領，審査及び認定

呉市こども施設課は，利用者に利用資格があることを確認をしたうえで，こども誰でも通園制度総合支援システム（以下「システム」という。）外で利用認定を行います。

⑶　ユーザーID 及び認定証の発行

呉市こども施設課がシステムに利用者情報を登録し，ユーザーID 及び認定証の発行を，利用者が指定する電子メールアドレス宛に送付します。

⑷ 利用対象者の情報登録

利用者は，システムにアレルギー情報など施設を利用するに当たり必要な利用対象者であるこどもの情報の入力を行います。

⑸ 初回面談の申込み

利用者はシステムから，利用施設を検索し，利用希望施設に対して初回面談の申込みを行います。

⑹ 初回面談の申込みの受理及び面談日程調整

施設は面談の日程調整を行い，結果を電話等で利用者に連絡を行います。

⑺ 初回面談の実施

施設は面談にて，利用者からこどもの情報や利用に関する情報等について確認を行います。

⑻ 利用の予約

面談が終わった施設について，利用者はシステムで施設の空き状況を確認し予約を行います。

⑼　利用の予約の確定

施設は，予約の状況及び体制を確認し，受入可能であればシステムから予約の確定を行います。

⑽　利用の開始

利用者はシステムから予約の確定通知が届いた後，予約日に施設の利用を行います。

２　本事業の利用の終了に関する事項は，次のとおりとします。

⑴　利用対象者であるこどもの年齢が満３歳の誕生日を迎える前日に，手続きを要することなく，利用が終了となります。

⑵　利用対象者であるこどもが，指定された保育所等への通園を利用する場合，通園の利用開始日に，手続きを要することなく，利用が終了となります。

11　安全計画

本事業は，安全確保に関する取組を計画的に実施するため，施設の設備等の安全点検や，所外活動等を含む保育所等での活動等における乳児等や職員の安全確保のための指導，職員への各種訓練や研修等の乳児等の安全確保に関する取組についての年間スケジュール（安全計画）を定めます。

12　安全対策と事故防止

本事業は，安全かつ適切に，質の高い通園支援を提供するために，危機管理対応マニュアルを準用し，事故を防止するための体制を整備します。

本事業は，職員に対して，乳児等の安全に関する研修を実施します。

本事業は，呉市が策定する「呉市公立保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき，乳児等の保護者と十分な連携を取りながら，適切な対応に努めます。

本事業は，事故が発生した場合は，当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録し，保管するとともに，当該事故の発生の原因を解明し，再発防止のための対策を講じます。

本事業は，事故が発生した場合は，必要に応じて乳児等の保護者に周知するとともに，呉市こども施設課に報告します。

13　緊急時における対応

本事業において乳児等に体調の急変や負傷が生じた場合その他必要な場合は，速やかに保護者に連絡するとともに，必要に応じて救急車の出動要請等の必要な措置を講じます。

本事業においては，非常災害に対する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し，それらを職員に周知するとともに，火災訓練その他の必要な訓練を定期的に実施します。

本事業においては，自然災害時に呉市が発令する避難情報に基づき，自宅待機や園外への避難，早めのお迎えの要請等の対応を行います。

14　非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て，防火管理者を定めています。

また，非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し，それらを職員に周知するとともに，火災訓練その他必要な訓練を定期的に実施しています。

なお，自然災害時においては，呉市が発令する避難情報に基づき，自宅待機や園外への避難，早めのお迎えをお願いすることがあります。

防火管理者	所長
避難訓練（回数/年）	災害，火災，不審者からの避難を想定した訓練を月１回実施します。
防災設備	消火器，誘導灯，火災報知器
避難場所	（火災及び地震）新堂平神社　　（水害）郷原小学校

15　虐待防止のための措置

本事業は，乳児等の人権の擁護及び虐待の防止のため，次の措置を講じます。

⑴　人権の擁護及び虐待の防止に関する必要な体制の整備

⑵　職員による乳児等に対する虐待等の行為（児童福祉法第３３条の１０各号に規定する行為をいう。）の禁止

⑶　人権の擁護及び虐待の防止の啓発のための職員に対する研修の実施

⑷　その他虐待防止のために必要な措置

本事業は，通園支援の提供中に，本事業の職員又は養育者（乳児等を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる乳児等を発見した場合は，速やかに児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）の規定に従い，呉市及び西部こども家庭センター等適切な機関に通告します。

16　苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情解決受付担当者	主幹保育教諭　望月悠莉　　手嶋裕子
相談・苦情解決責任者	所長　迫田　歩

受付方法：面接，電話，文書などの方法により，相談・苦情を受け付けています。

※上記の担当者等は変更することがありますが，常時，園内に最新の情報を掲示しています。

17　個人情報の取扱い

乳幼児の保護者等から得た個人情報及び日々の保育等に関して収集して得た個人情報は，本所の施設目的の範囲内で利用し，第三者に提供しません。